

第6節 地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭も含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、市町村が実施主体として行う「地域子ども・子育て支援事業」が「子ども・子育て支援法」に定められています。

県は、各市町村が子ども・子育て支援事業計画に従い、「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施できるよう、市町村に対して必要な支援を行います。

ア 放課後児童クラブ

長野県内の小学校児童数はゆるやかな減少傾向にありますが、放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあり、女性の就業率の上昇や子育て家庭のニーズの多様化を背景に今後も増加が見込まれます。

下の表では、令和6年度の利用定員の合計（確保方策）は不足してしまいますが、子どもの小学校入学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況となる「小1の壁」を打破し需給ギャップを埋めるため、市町村と連携していきます。

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び生活できる場を提供し、その健全な育成を図るため、市町村に対して、利用者の希望に沿ったより積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取組を支援していきます。

(単位:人)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	28,126	28,329	28,456	28,506	28,499
利用定員の合計	B	27,881	28,099	28,203	28,292	28,338
過不足	C=B-A	▲ 245	▲ 230	▲ 253	▲ 214	▲ 161

市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を集計による(以下、同じ)

イ 延長保育事業

就業時間の多様化や幼児教育・保育の無償化により、通常の利用時間を超えた保育需要は高まっており、引き続き、これら要望に添えていくことが求められています。

現状では、下の表のとおり、必要利用定員総数（量の見込み）に対して利用定員の合計は充足する見通しとなっていますが、今後、女性の社会進出とともに、休日保育や夜間保育等、様々な形態での保育の供給として、更なる保育時間の延長や実施保育所の増加が求められることが予想されるため、引き続きニーズを捉えながら市町村に対して、利用者の希望に沿ったより積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取組を支援していきます。

(単位:人)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	20,258	20,049	19,769	19,645	19,410
利用定員の合計	B	20,258	20,049	19,769	19,645	19,410
過不足	C=B-A	0	0	0	0	0

ウ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

核家族化が進み、地域の関係も希薄化している中、保育所を利用していない家族にとって、緊急一時的に家庭での保育が困難になった場合、乳幼児を預かってくれる施設の存在は重要です。

現状では、下の表のとおり、必要利用定員総数に対して利用定員の合計は充足する見通しとなっていますが、待機児童等により、保育所等を利用できず継続的に一時預かりを活用するケースがあり、本来の一時預かりとしての用途で利用ができない場合もあるため、今後、より多くの施設等で受け入れが可能となるよう、市町村に対して実施を働きかけるとともに、これらの取組を支援していきます。

(単位:人日)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	90,083	88,479	87,147	85,502	83,598
利用定員の合計	B=C+D	90,082	88,479	87,147	85,502	83,598
一時預かり事業	C	86,686	85,102	83,803	82,190	80,322
ファミリーサポート事業	D	3,306	3,274	3,237	3,202	3,166
トワイライト事業 ※	E	90	103	107	110	110
過不足	F=B-A	▲ 1	0	0	0	0

※ トワイライト事業とは、保護者が仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合などに、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

エ 病児保育事業

子どもが病気であるが病状の急変が認められない場合（病児）や病気の回復期にあるが集団保育が困難な場合（病後児）、働く保護者にとっては子どもをどうするかは大きな悩みであり、病院・保育所等に付設された専用スペース等での一時的な保育のニーズは高く、事業実施は大変重要です。

下の表のとおり、病児保育事業の利用を希望しながら、近隣に適当な施設がない等により、利用できない方等が存在しますが、令和6年までには解消する見込みです。しかし、インフルエンザ等の感染症の流行期などの季節需要に対応できないことや、前日までの予約が必要なため、急な発熱などの場合利用できないなどの運用面の課題があります。

市町村に対して、利用者の希望に沿った、より積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取組を支援していきます。

(単位:人日)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	18,034	18,324	18,588	18,925	19,316
利用定員の合計	B=C+D	17,793	18,222	18,491	18,920	19,316
病児保育事業	C	17,711	18,135	18,400	18,737	19,127
ファミリーサポート事業	D	82	87	91	183	189
過不足	E=B-A	▲ 241	▲ 102	▲ 97	▲ 5	0

オ ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

地域において子どもの預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を支援していきます。

現状では、下の表のとおり、必要利用定員総数に対して利用定員の合計は充足する見通しとなっていますが、利用者の希望に沿った、より積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取組を支援していきます。

(単位:人日)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	18,287	17,967	17,935	18,092	18,247
利用定員の合計	B	18,285	17,965	17,933	18,092	18,247
過不足	C=B-A	▲2	▲2	▲2	0	0

(注) 就学前児童の利用については、一時預かり事業・病児保育事業等、目的別に集計しているため、ファミリー・サポート・センター事業としては集計していない。

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等に短期間入所させる本事業は、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図る取り組みとして重要です。

下の表のとおり一定のニーズがあり、市町村や受け皿となる施設に事業の積極的な取組について働きかけていきます。

(単位:人日)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	1,544	1,543	1,532	1,503	1,490
利用定員の合計	B	1,544	1,543	1,532	1,503	1,490
過不足	C=B-A	0	0	0	0	0

キ 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者の相互交流等を促進する地域子育て支援拠点の設置を促し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図りながら、子育ての不安感等を緩和することにより、子どもの健やかな育ちを支援します。

このため、市町村の取組を支援していきます。

(単位:ヶ所)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策		211	212	212	213	212